

美術館敷地内禁煙の実施について

健康増進法に基づき、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するための措置を推進するよう努めなければならないとされています。

美術館では、これまで屋外に喫煙所を設置していましたが、来館する皆様の健康の維持増進を図るため、美術館及び普及分館敷地内を全面禁煙とさせていただきます。

建物内、駐車場など屋内外を問わず全敷地内での禁煙に御理解と御協力をお願いいたします。

- 1 実施日 平成31(2019)年4月1日から
- 2 禁煙区域 美術館及び普及分館、駐車場など敷地内全域